

1965年6月15日(第2日目)

1、開議並びに散会時刻(午前10時35分～午後3時52分)

2、応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名
2番	比嘉 定亮	3番	天久 盛雄
4番	安次 富盛	5番	石川 真六
6番	仲村 春果	7番	稻嶺 正安
8番	石田 春英	9番	安里 明繁
10番	又吉 正弘	11番	石川 繁得
12番	大川 昇	13番	伊佐 真盛
14番	仲村 喜永	15番	伊宮 城昌
16番	宮里 敏行	17番	伊佐 真壽
18番	中里 幸助	19番	式島 行男
20番	仲村 盛光	21番	古波 蔵次郎

3、不応招議員は次の通りである。

1番 天久 豊太郎

4、出席議員は応招議員と同じである。

5、欠席議員は不応招議員と同じである。

6、市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長 助役 収入役 総務課長 財政課長 住民課長 民生課長 経済課長 水道課長 建設課長 消防団長

7、議会事務局職員の出席者は次の通りである。

局長 宮城 光雄 書記 島袋 真由

8. 議事日程は次の通りである

- 日程第1, 議案第16号 1965年度宜野湾市才入才出追加
更正予算について
- 日程第2, 議案第10号 宜野湾市職員の給与に関する条例
の一部を改正する条例について
- 日程第3, 議案第11号 宜野湾市報酬及び費用弁償条例の
一部を改正する条例について
- 日程第4, 議案第12号 宜野湾市上水道給与条例の一部を
改正する条例について
- 日程第5, 議案第13号 宜野湾市財産の取得管理及び処分
に関する条例の一部を改正する条
例について
- 日程第6, 議案第14号 1966年度(7,8,9)宜野湾市才
入才出暫定予算について
- 議案第15号 1966年度宜野湾市上水道事業
特別会計才入才出予算について
- 議案第17号 一時借入れをすることについて
- 議案第18号 一時借入れをすることについて

議長～出席17名であります。市町村自治法第53条によりま
して議会は成立致しております。よつて只今より本日の公
会議を開きます。

議長～(午前10時36分)
休憩終了
議長～議員の出席を報告致します。

議長～再開致します。(午前11時30分)
日程第1, 議案第16号 1965年度宜野湾市才入才
出追加更正予算についてを上提致します。
提出者から趣旨説明を求めます。

市長～細かい説明にわたつて各担当課の方の課長から説明し
て頂くことにしてその提案した理由を申し上げますと、
現年度の予算を執行し今年ややつある仕事を充分に完
結するにはどうしても現年度の予算を更正しなければな

8. 議事日程は次の通りである

- 日程第1, 議案第16号 1965年度宜野湾市才入才出追
更正予算について
- 日程第2, 議案第10号 宜野湾市職員の給与に関する条例
の一部を改正する条例について
- 日程第3, 議案第11号 宜野湾市報酬及び費用弁償条例の
一部を改正する条例について
- 日程第4, 議案第12号 宜野湾市上水道給与条例の一部を
改正する条例について
- 日程第5, 議案第13号 宜野湾市財産の取得管理及び処分
に関する条例の一部を改正する条
例について
- 日程第6, 議案第14号 1966年度(7,8,9.)宜野湾市才
入才出暫定予算について
- 議案第15号 1966年度宜野湾市上水道事業
特別会計才入才出予算について
- 議案第17号 一時借入れをすることについて
- 議案第18号 一時借入れをすることについて

議長～出席17名であります。市町村自治法第53条によりま
して議会は成立致しております。よつて只今より本日の会
議を開きます。

議長～^{再開}休憩致します。(午前10時36分)
¹議案第15号議員の出席を報告致します。

議長～再開致します。(午前11時30分)

日程第1, 議案第16号 1965年度宜野湾市才入才
出追加更正予算についてを上提致します。
提出者から趣旨説明を求めます。

市長～細かい説明にわたつては各担当課の方の課長から説明し
て頂くことにしてその提案した理由を申し上げますと、
現年度の予算を執行し今やりつつある仕事を十分に完
結するにはどうしても現年度の予算を更正しなければな

らない様な事情に参りましたので後わずかの期間ではあるのだが、それを中止するよりも一応予算を更正してこれを続行したいと思ひまして、これを提案致しておりますのでよろしく御審議をお願い致します、

議長～暫休憩致します、(午前11時31分)

議長～再開致します、(午前11時34分)
本案に対する質疑を求めます、

議長～暫休憩致します、(午前11時40分)

議長～再開致します、(午後零時10分)
御質疑がありませんので質疑を打ち切りを思ひますが御異議ございませんか、

(異議なしの声あり)

議長～御異議がございませんので質疑を終ります、本案に対する討論を求めます、

議長～別に御意見がない様でありますので討論を省略することに御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので討論を省略致しまして表決に移ります、

議長～議案第16号 1965年度室野湾市才入才出追加更正予算案につきましても原案通り可決することに御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

らない様な事情に存りましたので後わずかの期間ではあるのだが、それを中止するよりも一応予算を更正してこれを続行したいと思ひまして、これを提案致してありますのでよろしく御審議をお願い致します。

議 長～暫休憩致します。(午前11時31分)

議 長～再開致します。(午前11時34分)
本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午前11時40分)

議 長～再開致します。(午後零時10分)
御質疑がありませんので質疑を打ち切りたいと思ひますが御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長～御異議がございませんので質疑を終ります。本案に対する討論を求めます。

議 長～別に御意見がない様でありますので討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので討論を省略致しまして表決に移ります。

議 長～議案第16号 1965年度宜野湾市才入才出追加更正予算案につきまして原案通り可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

御異議がありませんので原案通り可決決定致します。

議 長～暫休憩致します。(午後零時11分)

議 長～再開致します。(午後零時12分)
午前の全日程が終了致しましたのでこれをおもちまして午
前の日程を終ります。尚午後は2時から再開致します。

議 長～暫休憩致します。(午後零時13分)

議 長～出席を再開致します。(午後2時12分)
出席12名であります。休憩前に引き続き会堂を臨みます。
日程第2、議案第10号 宜野湾市職員の給与に關
する条例の一部を改正する条例についてを上提致します

議 長～事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する説明を求めます。

市 長～提案理由に提案した説明は書いてあります。その値につ
いては質疑にお答え致します。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後2時15分)

議 長～再開致します。(午後2時22分)
日程第2、議案第10号 宜野湾市職員の給与に關する
条例の一部を改正する条例については、質疑の段階で継
続審議を致します。
日程第3、議案第12号 宜野湾市報酬条例の一部を改
正する条例についてを上提致します。
一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する提案者の説明を求めます。

御異議がありませんので原案通り可決決定致します。

議 長～暫休憩致します。(午後零時11分)

議 長～再開致します。(午後零時12分)
午前の全日程が終了致しましたのでこれをもちまして午
前の日程を終ります。尚午後は2時から再開致します。

議 長～暫休憩致します。(午後零時13分)

議 長～出席士を再開致します。(午後2時12分)
出席12名であります。休憩前に引き続き会議を開きま
す。日程第2, 議案第10号 宜野湾市職員の給与に関
する条例の一部を改正する条例についてを上提致します

議 長～事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する説明を求めます。

市 長～提案理由に提案した説明は書いてあります。その他につ
いては質疑にお答え致します。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後2時15分)

議 長～再開致します。(午後2時22分)
日程第2, 議案第10号 宜野湾市職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例については、質疑の段階で継
続審議を致します。
日程第3, 議案第12号 宜野湾市報酬条例の一部を改
正する条例についてを上提致します。
一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する提案者の説明を求めます。

市長～提案の理由に示してあります、その通りであります、

議長～本案に対する質疑を求めます、

議長～本案につきましても、質疑の段階で継続審議と致したいと思いますが御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ございませんので継続審議と致します、
次は付程第4、議案第12号宜野湾市上水道給水条例の
一部を改正する条例についてを上提致します、事務局長
をして朗読せしめます、

議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます、

議長～先きの案件と同じ様に提案理由に書いてあります、その
通りであります、

議長～本案に対する質疑を求めます、

議長～本案につきましても質疑の段階で継続審議と致したいと
思いますが御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ありませんので継続審議と致します、
付程第5、議案第13号 宜野湾市財産の取得管理及び
処分に関する条例の一部を改正する条例についてを上提
致します、事務局長をして朗読せしめます、

議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます、

市長～提案理由に示した通りであります、

市長～提案の理由に示してあります。その通りであります。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～本案につきましても、質疑の段階で継続審議と致したいと思いましたが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ございませんので継続審議と致します。
次は日程第4、議案第12号宜野湾市上水道給水条例の一部を改正する条例についてを上提致します。事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

議長～先きの案件と同じ様に提案理由に書いてあります。その通りであります。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～本案につきましても質疑の段階で継続審議と致したいと思いましたが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ありませんので継続審議と致します。
日程第5、議案第13号 宜野湾市財産の取得管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてを上提致します。事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

市長～提案理由に示した通りであります。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～本案も質疑の段階で継続審議と致したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので継続審議と致します。

議 長～日程第6、議案第14号 1966年度宜野湾市才入才出暫定予算(7,8,9.)についてを上提致します。

議 長～本案につきましても理事者の趣旨説明を求めます。

市 長～通常ならば普所ならば6月の予算議会です。本案を提案すべきであり、この度は次期市長が生まれるまで、この間は、その間の市の行政を執行するに是非必要の予算を作らなければならぬ。所から本案を提案してあります。よろしく御審議をお願い致します。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～本案につきましても質疑の段階で継続審議と致したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので継続審議と致します。

議 長～日程第7、議案第15号 1966年度宜野湾市上水道事業特別会計才入才出予算についてを上提致します。

議 長～本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～本案も質疑の段階で継続審議と致したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので継続審議と致します。

議 長～日程第6, 議案第14号 1966年度宜野湾市才入才出暫定予算(7,8,9.)についてを上提致します。

議 長～本案につきましても理事者の趣旨説明を求めます。

市 長～通常ならば普断ならば6月の予算議会で本予算を提案すべきであります。この度は次期市長が生まれるまでどうしても3ヶ月位はかかると思ひましてその間の市の行政を執行するには是非必要な予算を作らなければならない所から本案を提案してあります。よろしく御審議をお願い致します。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～本案につきましても質疑の段階で継続審議と致したいと思ひますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので継続審議と致します。

議 長～日程第7, 議案第15号 1966年度宜野湾市上水道事業特別会計才入才出予算についてを上提致します。

議 長～本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

市 長～水道は特別会計になつてこれはずつと前からの事業の継続と云うふうな見方から、本年度のその水道事業についての予算を提案致してあります、皆さん1つよろしく御審議お願い致します、

議 長～本案に対する質疑を求めます、

議 長～本案も質疑の段階で継続審議と致したいと思ひますが御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がありませんのでよつて本案も継続審議と致します、

議 長～日程第8、議案第17号並びに日程第9、議案第18号一時借入れをすることについてを一括上提致します、事務局長をして朗読せしめます、

議 長～両案に対する理事者の題目説明を求めます、

市 長～この2つの案件は、この予算が順調に入り、順調に支出されるならばいらないのでありますが、清一この支出の為に行はどんどん行なわれていくにもかかわらず、収入がそれに伴わない場合には、どうしても一時借入れをしなげれば、会計の運営がうまく行かないので今すぐ借りると云う訳じやなしにそのそういう場合に一時借入れてもいいと云う皆さんの議決があれば、もつともスムーズに会計運営を進めて行くことが出来ると云う所からこれを提案してあります、その積りで1つ御審議をお願い致します、

議 長～本案に対する質疑を求めます、一括上提致しました、両案につきましても、質疑の段階で継続審議と致したいと思ひますが御異議ございませんか、

市長～水道は特別会計になつてこれはずつと前からの事業の継続と云うふうな見方から、本年度のその水道事業についての本予算を提案致してあります。皆さん1つよろしく御審議お願い致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～本案も質疑の段階で継続審議と致したいと思ひますが御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がありませんのでよつて本案も継続審議と致します。

議長～日程第8、議案第17号並びに日程第9、議案第18号一時借入れをすることについてを一括上提致します。事務局長をして朗読せしめます。

議長～両案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

市長～この2つの案件は、この予算が順調に入り、順調に支出されるならばいらぬのでありますが、満一この支出の為に行はどんどん行なわれていくにもかかわらず、収入がそれに件なわない場合には、どうしても一時借入れをしなければ、会計の運営がうまく行かないので今すぐ借りると云う訳じやなしにそのそつうの場合に一応借入れてもいいと云う皆さんの議決があれば、もつともスムーズに会計運営を進めて行くことが出来ると云う所からこれを提案してあります。その積りで1つ御審議をお願い致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。一括上提致しました。両案につきましても、質疑の段階で継続審議と致したいと思ひますが御異議ございませんか。

議長～御異議がないものと認めます、よつて議案第17号並びに議案第18号を継続審議と致します、

議長～暫休憩致します、(午後2時35分)

議長～再開致します、(午後3時00分)
只今休憩中に申し上げた通りであります、本日の日程が全部終了致しましたのでこれを持ちまして本日の会議を閉じたいと思ひます、尚明日は午前10時より会議を開きます、

議長～***散会*** (午後3時01分)

議 長～御異議がないものと認めます。よつて議案第17号並び
に議案第18号を継続審議と致します。

議 長～暫休憩致します。(午後2時35分)

議 長～再開致します。(午後3時00)
只今休憩中に申し上げた通りであります。本日の日程が
全部終了致しましたのでこれを持ちまして本日の会議を
閉じたいと思ひます。尚明日は午前10時より会議を開
きます。

議 長～***散 会*** (午後3時01分)

1965年6月16日(第3日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時35分—午後3時52分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天	久	豪	太郎	2番	比	嘉	定	亮
3番	天	久	盛	雄	4番	安	富	盛	信
5番	若	川	真	六	6番	仲	村	泰	果
7番	福	嶺	正	康	8番	石	岡	英	正
9番	安	里	安	明	10番	又	吉	正	弘
11番	石	川		繁	12番	大	川		昇
13番	伊	佐	真	穂	14番	仲	村	喜	永
15番	宮	城	盛	昌	16番	宮	里	敏	行
17番	伊	佐	貞	寺	18番	中	里	幸	助
19番	武	島	行	男	20番	仲	村	盛	光
21番	古	波	清	次					

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村	春勝	助役	具屋	真徳	課長	沢し	安一
総務課長	松	川	正	義	住	民課長	村	信
民生課長	当	山	空	喜	財	政課長	里	将
経済課長	伊	佐	友	誠	水	道課長	吉	真
建設課長	島	袋	昌	兼	消	防課長	城	仁

7. 議会事務局職員の出席は次のとおりである。

事務局長 宮城 光雄 書記 島袋 真由